第4次掛川市男女共同参画行動計画(案)に関するパブリックコメント

2 意見数(提出者数) 36件(5人)

3 意見の概要

No.	意見の概要	市の考え方
1	P. 36(1) 意識を高めることは最重要である。 「どう解決していくか対話することが 男女共同参画のスタート」と思う。	各施策を推進する中で、対話を取り入れながら 男女共同参画意識の向上を図るよう進めてまい ります。
2	P. 37(3) 「まちづくりを推進」、「男女共同参画社会を推進」は、「推進」では弱すぎる。「確立」とし、絶対にやるという意志にしたほうがよい。 「様々な困難を抱える人」を「様々な困難を抱える人の要望を反映させ」に修正し、多様な人から意見を聞くことを追加したほうがよい。	あらゆる分野において、まずは様々な取組を「推進」してまいります。推進にあたっては、「確立」につながるよう強い意志を持って取り組んでまいります。 困難を抱える人の要望を確認しながら、各施策を実施してまいります。
3	P. 37(4) 掛川市が模範となるように、「取組を 推進」を「確立」にし、強いメッセー ジとしたほうがよい。	掛川市役所においても、男女共同参画の確立に 向け、様々な施策の取組を推進してまいります。
4	P. 38(16)、P. 39(16)① もっと強い意志で成し遂げる言葉と して、「促進」及び「推進」を「確立」 としたほうがよい。	男女共同参画の確立に向け、市職員に対して促 進を図るとともに、様々な施策の取組を推進して まいります。
5	P.41【成果指標 1】 男女共同参画が進んでいると思う市 民の割合の目標値 50%では低すぎる。 80%としてほしい。	いただいたご意見をふまえ、目標値 80%を目 指し、各施策を一層推進してまいります。
6	P. 40 「意欲や能力のある人が参画できる ような方法」を考え、追加する。	ご指摘のとおり修正いたします。

No.	意見の概要	市の考え方
7	P. 42【成果指標 6】 農業委員の女性委員数の目標値が現 状と同じであり、数字で示すなら比率 で示したほうがよい。	ご指摘のとおり目標値を比率で示すよう修正 いたします。
8	P. 42【成果指標 8】 なぜ認定農業者なのか。そのために 具体的にどのように取り組むのか。	効率的で安定した農業経営を図るため、認定農業者としています。農業の分野においても女性の活躍は重要であり、農業経営改善計画申請のヒアリング時において、周知してまいります。
9	P. 42【成果指標】 「女性専用の経営セミナーの開催」 を追加し、経営参加の能力向上を図る。	成果指標No.9 の働き方セミナーは女性専用の セミナーを実施しています。その中で、経営セミ ナーの実施を検討してまいります。
10	P. 43【具体的施策の方向①】 女性登用による事業戦略や事業拡大 についてメリットを理解してもらうよ うな事業としてもらいたい。 P. 43 P. 70【具体的施策の方向 6】 メリットをしっかりと提案し理解し てもらうことで、実施に向けた理解を 得られるようにした方が良いため、女 性の管理職登用の拡大など、「企業にと ってのメリットを提示し」を追加する。	「企業にとってのメリットを示しながら」を追加し、女性活躍推進の趣旨をご理解いただけるよう企業等に対する啓発活動を実施してまいります。
11	P. 43【具体的施策の方向②】 農協、農業法人、農業団体にメリットがある女性人材の紹介や役員になる ための育成を考えてほしい。	農業団体をはじめ、様々な分野で活躍している 女性の紹介や育成等実施してまいります。
12	P. 43【具体的施策の方向③】 女性の能力アップのため、「女性の人 材管理職育成のための講座の開催」を 追加する。	具体的施策の方向No.11 の女性対象啓発講座に おいて、人材育成の講座を検討してまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
13	P. 43、49 女性の過重労働で成り立っている自営業が多く、労働環境の改善は企業より難しいため、農業を含めた自営業への働き方が必要である。	いただいたご意見を参考に、農業を含めた自営業者等に対する啓発活動を推進してまいります。
14	P. 43【具体的施策の方向 6】P. 55 職場で行われるべき支援として優先 順位が高いのは男性に向けたアプロー チであり、「女性の活躍推進」よりもま ず「男性が家庭に参加できる仕組みを 整えること」である。	各施策を推進する中で、男性の家庭に参加できる仕組みについて、取り組んでまいります。
15	P. 45【成果指標 11】 小中学校の男女共同参画に関する学 習の現状値と目標値が同じため、指標 を違う内容としたほうがよい。	毎年度、小中学校における男女共同参画に対する学習の時間は重要であると考えますので、指標は変更せず、内容の充実を図ってまいります。
16	P. 45 男女共同参画の意義だけでなく、問題を認識できる感覚、解決しようとする意志、解決への道筋を考えられる能力を学校教育の場で教えてほしい。外部の専門家をいれることも必要。	学校教育の場における男女共同参画に関する 学習については、外部専門家も含め、検討してま いります。
17	P. 47【成果指標 13】 女性役員が運営に参画する自治区の 数の目標値 20%を 50%以上とし、実現 するための施策を実施することを目指 すべき。 P. 47【成果指標 13】 女性役員が運営に参加する自治区の 目標値を 30%とする。 P. 47【成果指標 14】 女性役員が運営に参画する地区まち	いただいたご意見をふまえ、目標値の向上を目指し、各施策を一層推進してまいります。
	女性役員が連宮に参画する地区まらづくり協議会の割合の目標値 60%を80%に上げ、実現するための施策の実施をすべき。	

No.	意見の概要	市の考え方
18	P. 47【具体的施策の方向 19・20】 チラシを使っても効果は薄く、行動 案に記載しないほうがよい。「PRチラ シの回覧等により参画意識の醸成」を 「意識を変えることと女性登用による 優遇制度を実施する。」に修正する。	PRチラシにつきましては、自治会や地区まちづくり協議会からの要望に基づき、実施してまいります。今後、PRチラシだけではなく、地域へ出向いた啓発活動を実施してまいります。
19	P. 47 地域において本音で話せる場を作る ことが必要。女性が地域で活動しやす い環境を準備する必要がある。	男女共同参画推進委員による活動等を通して、 女性の意見を聴く機会を創出し、女性が地域で活動できるよう推進してまいります。
20	P. 48【具体的施策の方向 21】 「固定的性別役割分担意識の解消の ための啓発活動」は実行力のある内容 とし、もっと強い表現がよい。	各自主防災会等において、男女共同参画の視点 を取り入れた組織づくり及び避難所運営を行う よう、強く働きかけてまいります。
21	P.51【具体的施策の方向 27】 職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、「酷いハラスメントの場合には行政指導を実施する。」を 追加する。	ハラスメント等に対する指導は労働局が実施 することとなりますので、市は、事業者及び労働 者に対する啓発により、セクシュアルハラスメン ト防止に努めてまいります。
22	P. 53【具体的施策の方向 37】 放課後児童クラブの指導員の方の待 遇を改善し、パートやお手伝いとして ではなく、正規の職員として働けるよ うにしてほしい。	各クラブの運営主体によりますが、処遇改善の 支援など努力してまいります。 女性の非正規雇用については、課題として意識 し、多様な働き方を推進に向け取り組んでまいり ます。
23	P. 54【具体的施策の方向 38】 現在の介護休業制度は取得しにくいため、「制度が取得しやすい内容に見直しを促進し」を追加する。	介護休業制度が取得しやすい職場環境となる よう事業主等への周知を図る中で、促進してまい ります。

No.	意見の概要	市の考え方
24	P.54【具体的施策の方向】 介護者の中には自分ひとりまたは家 族だけで対処している人が多く、必要 な支援を受けられないことがあるた め、「民生委員等による相談」を追加す る。	具体的施策No.40 の事業内容に「ふくしあを中心に、」「民生委員等と連携を深め、相談しやすい体制づくりに務めながら」を追加いたします。
25	P.55 「学校行事の参観会や懇談会等については父親の参加が非常に少ない。」「参加しやすい方法を考えるとともに」を追加する。 P.55 保健推進委員、PTA 役員等学校関係行事へ男性の参加が必要である。	現状では、PTA 奉仕作業や資源回収など、内容に応じて役割分担して参加する傾向が増えていることから、「参加しやすい方法を考えるとともに」を追加いたします。
26	P.55 女性委員や婦人部などの女性だけの 部会、老人会や敬老会などの地区の高 齢者だけの部会を解散し、暮らしやす く、生きやすいまちにしてほしい。	既存の活動団体等に対し、男女共同参画に関する意識啓発を図るとともに、あらゆる場で男女共同参画社会の実現に向け、各施策を推進し、誰もが活き活きと暮らすことができるまちを目指してまいります。
27	P.57 暴力の自覚がないという深刻な問題がある。そうした問題へ「意識を持っておく」ことが必要。	DV相談窓口の周知と併せ、DV等に気づくような情報提供や意識啓発を行ってまいります。
28	P. 58【成果指標 33】 女性相談の予約時から面接実施まで の日数の目標値 14 日を即日とする。	予約制を採用しているため、即日の面接相談は 難しい状況です。電話相談は予約が不要のため、 即日の対応が可能です。 また、DV等に関する相談については、こども 希望課において即日対応が可能です。
29	P. 59【具体的施策の方向】 「DV被害者の相談の周知」を追加 する。	具体的施策No.62 において、対応してまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
30	P. 63【成果指標 42】 性教育の基本は家庭こそ大切である。発達段階に応じた性教育の推進に 家庭でも取り組めるような講座にして ほしい。	ご意見を参考に検討してまいります。
31	P. 66【具体的施策の方向 77】 多くの在住外国人との交流は、出来 るだけ多くの方が参加しやすくした方 が良いため、「気軽に参加しやすい」を 追加する。	ご指摘のとおり修正いたします。
32	P. 67 掛川市が模範となるように、「周知と 推進」を「確立」にし、強いメッセー ジとしたほうがよい。	掛川市役所においても、男女共同参画の確立に 向け、様々な施策の取組を推進してまいります。
33	P. 68【具体的施策の方向 82】 「ハラスメントが確認された場合に は加害者への懲戒処分を行う。」を追加 する。	「掛川市職員の懲戒処分等の指針」に基づき、 適正に対応してまいります。
34	P. 69【成果指標 50】 企業との情報交換会の数 1 回を 30 社とする。	この成果指標は、男女共同参画推進委員が行う 事業に基づく指標としておりますが、より多く実施できるよう努めてまいります。 なお、産業労働政策課による企業訪問等は30 社以上実施しており、経営状況等の情報交換を行っております。
35	P. 69 推進委員の活動がわからない。	推進委員は、男女共同参画社会の実現のための 啓発活動及び推進活動を行っており、情報誌の発 行以外にも読み聞かせ講座などを実施しており ます。今後も積極的な活動を実施してまいりま す。
36	P. 70【具体的施策の方向 91】 自治会、市民団体等への「啓発」を 「取り組みの実施」とする。	自治会、市民団体等における取組につきまして は、基本的施策4において実施してまいります。